住所　東京都文京区音羽２丁目11番12―605号
　趙剛　昭和52年１月２日生
　馬小芳　昭和57年２月15日生
　趙渙然　平成16年４月20日生
　趙漢唐　平成21年７月２日生
住所　埼玉県所沢市小手指町３丁目２番地11
　鄭幸美　昭和36年３月９日生
住所　埼玉県朝霞市朝志ケ丘１丁目２番３―307号
　李寧　昭和59年10月20日生
住所　さいたま市中央区円阿弥７丁目３番20号
　金綾子　昭和51年８月24日生
住所　さいたま市浦和区領家５丁目10番11号
　朴康一　昭和56年３月13日生
住所　埼玉県川口市西川口３丁目29番１―1005号
　薛奈央子　昭和63年４月19日生
住所　東京都江戸川区平井６丁目70番13号
　宋亮子　昭和32年２月22日生
住所　岐阜県美濃加茂市本郷町７丁目８番12号
　ファビオ・ヤスオ・シマダ　昭和57年５月16日生
　エリザベス・ルミ・シマダ　昭和52年11月９日生
　ガブリエル・ツバサ・シマダ　平成21年２月25日生
　ベアトリス・ヒナタ・シマダ　平成27年３月３日生
住所　愛知県豊田市宝来町４丁目758番地81
　綦麗娜　昭和55年２月26日生
住所　大阪府八尾市南本町６丁目２番21号
　ゴ・ニャット・ヒュウ　昭和61年４月２日生
　ゴ・ニャット・タオ　平成19年８月８日生
住所　大阪府東大阪市柏田本町８番４号
　マリア・ルーデス・ブナグ・ササキ　昭和43年８月31日生
住所　大阪府豊中市利倉西２丁目13番16―104号
　王琛　昭和57年６月４日生
住所　堺市中区深井東町198番地８
　鞠萍　昭和63年11月４日生
住所　千葉県鎌ケ谷市右京塚７番42号
　エマ・アギラー・コバヤシ　昭和27年９月28日生
住所　千葉県木更津市清見台東２丁目12番８号
　グェン・タン・ドゥック　昭和63年９月19日生
住所　京都市西京区桂上野西町189番地
　李守彦　昭和31年11月13日生
　李茜　平成元年５月27日生
　李淳　平成２年12月11日生
住所　横浜市瀬谷区中屋敷１丁目23番地17
　酆卿順子　平成８年10月９日生
住所　川崎市川崎区大島５丁目28番５号
　マリア・ジェリー・ペラハ・アオキ　昭和38年１月29日生
住所　川崎市川崎区大島５丁目28番５号
　カズキ・ペラハ　昭和62年６月16日生
住所　東京都三鷹市井の頭４丁目24番９号
　金英明　昭和45年４月16日生
住所　福岡県糟屋郡篠栗町大字和田832番地
　張夢嬌　昭和62年９月25日生
住所　福岡県飯塚市赤坂846番地
　李美穂　平成元年10月17日生
　李勇太　平成５年９月17日生
住所　愛知県犬山市大字羽黒字子安13番地５
　スーザン・ヒトミ・マダ　平成４年７月６日生
住所　大阪府八尾市南本町７丁目６番７号
　レ・ゴック・フェン　昭和50年２月10日生
　グェン・ティ・ジェム・ティー　昭和52年２月28日生
　レ・グォク・ジン　平成12年２月３日生
　レ・ミ・アイ　平成13年12月18日生
住所　名古屋市東区泉３丁目21番４号
　谷麗穎　昭和61年11月４日生
住所　名古屋市千種区丸山町１丁目64番地
　李香　昭和56年８月17日生
住所　京都市山科区西野山射庭ノ上町67番地45
　斉美嬌　昭和59年４月６日生
住所　京都市左京区下鴨木口町60番地４
　鄭節子　昭和27年６月25日生
住所　京都府宇治市木幡御園69番地１
　金聖俊　昭和54年１月15日生
住所　東京都文京区千駄木３丁目12番22号
　梁哲三　昭和38年３月18日生
　嚴利恵　昭和42年５月30日生
　梁千晴　平成６年４月17日生
　梁直樹　平成10年10月15日生
住所　群馬県伊勢崎市豊城町1955番地20
　ナタリア・アユミ・ニシマタ・ギホ　平成８年４月９日生
住所　埼玉県鴻巣市本町３丁目６番24―103号
　金明男　昭和46年９月６日生

○外務省告示第二百六十八号

グアテマラ共和国政府は、昭和六十三年一月二十五日にストラスブールで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約」及び平成二十二年五月二十七日にパリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」の批准書を平成二十九年六月九日に経済協力開発機構事務総長に寄託した。よって、同条約及び同議定書は、平成二十九年十月一日にグアテマラ共和国について効力を生ずる。

（平成二十九年六月二十三日付け欧州評議会書簡）

平成二十九年七月二十八日　外務大臣　岸田　文雄

○財務省告示第二百五号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十九年六月二十三日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十九年七月二十八日　財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価格額面金額百円当たりの
利付国庫債券（物価連動・十年）	第二十回	二億円	百四円五十二銭
〃	〃	二十四億円	百四円五十三銭
〃	第二十二回	二十億円	百五円十七銭
〃	〃	二十億円	百五円二十銭
〃	〃	百億円	百五円二十二銭
〃	〃	三十五億円	百五円二十三銭
合計		二百一億円	

○文部科学省告示第百号

専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年七月二十八日　文部科学大臣　松野　博一

専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程の一部を改正する告示

専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成二十五年文部科学省告示第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の次に次の一項を加える。

２　専修学校は、前項の規定により認定された課程に関する情報の活用の促進に資するよう、当該認定された課程の情報をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第三条中「前条」の下に「第一項」を加える。

第四条中「第二条」の下に「第一項」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。